

府中市公共基準点管理保全要綱

(目的)

第1 この要綱は、測量法（昭和24年法律第188号）の規定に基づき、府中市（以下「市」という。）が管理する測量基準点（以下「公共基準点」という。）の一般的な取扱い及び管理保全に関して必要な事項を定め、その管理保全の万全を期することを目的とする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共基準点 市が設置した公共基準点（公共測量の1級基準点から4級基準点までのものをいう。）、都市再生街区基本調査により設置した街区三角点（公共測量の2級基準点に相当するものをいう。）、街区多角点（公共測量の3級基準点に相当するものをいう。）、街区節点・補助点（公共測量の4級基準点に相当するものをいう。）等をいう。
- (2) 測量標 公共基準点の標識をいう。

(使用の申請及び承認)

第3 公共基準点を使用しようとする者は、あらかじめ申請書により市長に申請し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、使用の承認をしたときは、承認書により当該申請を行った者にその旨を通知する。
- 3 公共基準点を使用する者は、前項の承認書を常時携行し、市職員又は土地所有者、建物所有者及び管理者（以下「土地所有者等」という。）の請求があった場合は、速やかにこれを呈示しなければならない。
- 4 土地所有者等の承認を得て、その建物の屋上に設置した公共基準点は、市又は公的機関による改測等の測量以外の目的ではその使用を承認しない。

(使用完了時の提出物)

第4 公共基準点を使用する者は、その使用を完了した時は、報告書に次の書類を添付し、市長に報告しなければならない。

- (1) 精度管理表
- (2) 成果表及び網図の写し

- 2 公共基準点を使用する者は、公共基準点に異常を認めた場合は、報告書により市長に報告しなければならない。

(工事施工の届出)

第5 道路の掘削等の工事を施工する者（以下「工事施工者」という。）は、現地精査又は市に備付けの公共基準点配置図等の閲覧により、当該工事が公共基準点の付近で施工され、その効用に支障をきたすおそれのある場合には、あらかじめ届出書を市長に提出し、市長の指示に基づく公共基準点の保全に必要な措置を講じなければならない。ただし、公共基準点の一時撤去又は移転の承認を申請する場合は、当該届出書の提出を省略することができる。

- 2 前項のその効用に支障きたすおそれのある場合とは、次の各号のいずれかに掲げる工事等又は行為を行う場合とする。

- (1) 掘削底面端から4.5度以上の線に公共基準点の測量標及び構造物が入る工事等
- (2) 車両、重機等の振動が公共基準点の測量標及び構造物に影響を及ぼす杭打ち及び杭抜き工事のうち、公共基準点から当該工事に係る杭又は当該車両、重機等までの距離が5メートル以下となる行為
- (3) 公共基準点の測量標及び構造物近辺の舗装工事
- (4) その他公共基準点の効用に支障をきたすと思われる工事等

- 3 第1項の届出書には、案内図、平面図及び断面図（掘削位置と公共基準点の位置関係を明示したものに限る。）並びに写真（公共基準点及び公共基準点周辺が確認できるものに限る。）を添付しなければならない。

(効用の確認)

第6 工事施工者は、公共基準点付近での工事がしゅん工したときは、速やかに報告書を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の報告書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) しゅん工写真（公共基準点及び公共基準点周辺が確認できるものに限る。）
- (2) 公共基準点の異常の有無が確認できる測量資料（着手前及びしゅん工後が対比できるもの又は市長の指示に基づく公共基準点の保全に必要な点検測量等のが分かるものに限る。）

- 3 工事施工者は、公共基準点付近での工事により、公共基準点の効用に支障をきたした場合は、申請書により市長に申請し、復旧に係る承認を承認書により

受けなければならない。

（一時撤去及び移動）

第7 工事施工者は、公共基準点を一時撤去し、又は移転する必要がある場合には、あらかじめ申請書により市長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、その承認をしたときは、承認書により当該申請を行った者にその旨を通知する。

3 第1項の申請書には、案内図、平面図及び断面図（掘削位置と公共基準点の位置関係を明示したものに限る。）、写真（公共基準点及び公共基準点周辺が確認できるものに限る。）並びに再設置位置図（新旧公共基準点の位置関係が確認できるものに限る。）を添付しなければならない。

4 公共基準点の設置されている土地又は建物の所有者又は管理者は、これらの者の都合により公共基準点を一時撤去し、又は移転する必要がある場合は、建標承諾、使用許可書の条件に基づき請求書を市長に提出するものとする。

（機能の回復）

第8 工事施工者又は土地所有者等は、公共基準点の一時撤去又は移転、滅失、き損等により、その効用に支障をきたした場合又は公共基準点の一時撤去若しくは移転の請求があった場合は、原則として当該公共基準点を既設のものと同様の構造により再設置し、測量の成果を修正するものとする。

2 前項の規定による既設の公共基準点と同様の構造による再設置が不可能な場合は、市長と協議の上、再設置する公共基準点の構造を変更することができる。

3 工事施工者以外の者が、故意又は過失により公共基準点を滅失し、又はき損した場合（以下「事故原因者」という。）は、前2項の規定を適用する。

（機能回復の施行者）

第9 公共基準点の測量標を設置する工事（以下「設置工事」という。）は、原則として原因者である工事施行者が行わなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、市で行うものとする。

(1) 工事施工者による設置工事が困難な場合

(2) 土地所有者等による公共基準点の一時的撤去又は移転の請求があった場合

第8第1項の規定による測量の成果の修正に必要な手続は、測量法第36条、第37条第3項及び第40条の規定その他関係法令の規定に基づき市で行う。

(設置工事)

第10 事施工者は、測量標の設置位置及び設置施工方法について、舗装復旧前に市長と協議しなければならない。

2 設置工事において設置する測量標は、原則として既設のものを再度使用するものとする。ただし、既設の測量標が使用不可能な場合は、工事施工者の負担において新たに購入するものとする。

3 工事施工者は、設置工事の品質、出来形、工法、工事実施状況等を明らかにする写真を撮影しなければならない。

4 工事施工者は、設置工事がしゅん工したときには、速やかに報告書を前項の写真とともに市長に提出し、検査を受けなければならない。

5 工事施工者は、前項の規定による検査に合格しないときは、直ちに補修して再検査を受けなければならない。

(費用の負担)

第11 公共基準点の設置工事に要する費用（既設の公共基準点の取壊しに係る費用を含む。以下「設置費用」という。）及び測量に要する費用（以下「測量費用」という。）に係る工事施工者等の負担は、公共基準点の区分ごとに次表のとおりとする。

		設 置 費 用				測 量 費 用			
		1 級	2 級	3 級	4 級	1 級	2 級	3 級	4 級
工事施行者	公共企業者	○	○	○	○	○	○	○	○
	占用企業者	○	○	○	○	○	○	○	○
事 故 原 因 者		△	△	△	△	△	△	△	△
土 地 所 有 者 等		×	×	－	－	－	×	－	－

凡例：○費用を負担 △管理者と協議 ×費用負担なし

(様式)

第12 この要綱の施行について必要な様式は、別に定める。

(その他)

第13 この要綱により難しい場合、又はこの要綱に定めのない事項についての取扱いは、その都度市長が定める。

付 則

この要綱は、平成１１年４月１日から施行する。

付 則

この要綱は、平成１８年８月１日から施行する。

付 則（令和５年１０月１７日要綱第６２号）

この要綱は、令和５年１０月１７日より施行する。

別表 1

補足測量の方法

- 1 一時撤去、移設又は工事の影響等で異常と判断された基準点標の測量については、基準点管理者と十分協議したうえで、次の方法で新たな座標値を決定するものとする。
- 2 新たな基準点の前後の1級・2級・3級基準点を既知点（4級の場合は、2級・3級基準点を既知点）とし、結合多角方式又は単路線方式による観測とし、観測方法は次の方法で行い、計算は厳密網平均計算による。
- 3 撤去前でも新点を設置してさしつかえない場合は、偏心要素の測定方法に基づき行うものとする。（府中市公共測量作業規定による）

4 補足測量

(1) 1級・2級・3級基準点

ア 主な使用機械

トランシット	2級以上	最小読定値10秒読み以上
光波測距儀	±(5mm+5ppmD)以上 Dは測定距離	

イ 観測回数と許容誤差

区 分	観測回数	許 容 範 囲
水平角	2対回(0° 90°)	倍角差20"以内、観測差10"以内
高度角	1対回	高度定数の較差15"以内
測 距	2セット	セット内の較差20mm以内、 セット間の較差20mm以内

ウ 現地計算における制限の許容範囲

水平位置の閉合差	$1.5\text{ cm}\sqrt{N\Sigma S}$
標高の閉合差	$10\text{ cm}\Sigma S/\sqrt{N}$

N : 辺数 ΣS : 路線長 (km)

エ 厳密計算における誤差の許容範囲

水平位置		高 低	
1方向の残差	15"	高度角の偏差	20"
距離の残差	10cm	高度角の標準偏差	15"

単位重量の標準偏差	1 2"		
-----------	------	--	--

(2) 4級基準点

ア 主な使用機械

トランシット	3級以上	最小読定値20秒読み以上
光波測距儀	±(5mm+5ppmD)以上 Dは測定距離	
水準等	3級レベル	

イ 観測回数と許容誤差

区 分	観測回数	許 容 範 囲
水平角	2対回(0° 90°)	倍角差60"以内、観測差40"以内
高度角	1対回	高度定数の較差60"以内
測 距	2セット	セット内の較差20mm以内、 セット間の較差20mm以内

ウ 現地計算における制限の許容範囲

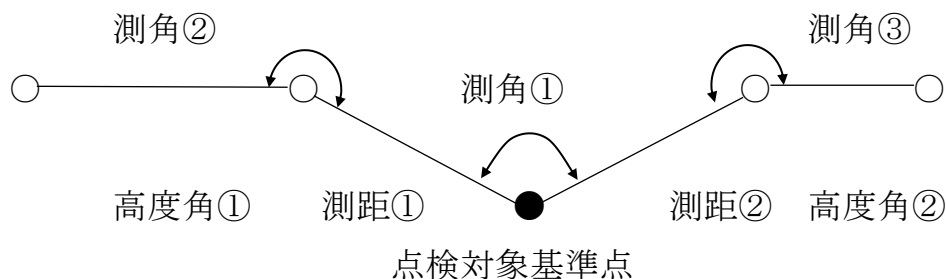
水平位置の閉合差	$15\text{cm} + 10\text{cm}\sqrt{N\Sigma S}$
標高の閉合差	$20\text{cm} + 30\text{cm}\Sigma S/\sqrt{N}$

N：辺数 ΣS ：路線長(km)

エ 厳密計算における誤差の許容範囲

水平位置		高 低	
1方向の残差	—	高度角の偏差	—
距離の残差	—	高度角の標準偏差	30"
単位重量の標準偏差	20"		

5 観測方法(参考)



別表 2

点検測量実施基準

第 6 に定める効用の確認のための基準は、次のとおりとする。

1 点検測量の基準

(1) 1 級・2 級・3 級基準点

ア 主な使用機器

トランシット	2 級以上	最小読定値 10 秒読み以上
光波測距儀		± (5 mm+ 5 ppmD) 以上 D は測定距離

イ 観測回数と許容誤差

区 分	観測回数	許 容 範 囲
水平角	2 対回 (0° 90°)	倍角差 20″ 以内、観測差 10″ 以内
高度角	1 対回	高度定数の較差 15″ 以内
測 距	2 セット	セット内の較差 20 mm 以内、 セット間の較差 20 mm 以内

ウ 合否の判定

以上の測量結果の数値と、点検対象とする基準点設置時の観測記簿の数値を比較し、次の許容範囲により合否を判断する。

距 離	5 mm 以内
方向角	10″ 以内
高度角	20″ 以内

(2) 4 級基準点

ア 主な使用機器

トランシット	3 級以上	最小読定値 20 秒読み以上
光波測距儀		± (5 mm+ 5 ppmD) 以上 D は測定距離
水 準 等	3 級レベル	

イ 観測回数と許容誤差

区 分	観測回数	許 容 範 囲
水平角	2 対回 (0° 90°)	倍角差 60″ 以内、観測差 40″ 以内

高度角	1 対回	高度定数の較差 6 0 " 以内
測 距	2 セット	セット内の較差 2 0 mm 以内、 セット間の較差 2 0 mm 以内

ウ 合否の判定

以上の測量結果の数値と、点検対象とする基準点設置時の観測記簿の数値を比較し、次の許容範囲により合否を判断する。

距 離	1 0 mm 以内
方向角	6 0 " 以内
高度角	6 0 " 以内

2 観測方法（参考）

